

答弁書第九十七号

内閣参甲第一〇三号

昭和二十三年五月七日

内閣総理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員小川友三君提出主食糧遅配主因に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出主食食糧運配主因に関する質問に対する答弁書

東京都においては四月末若干の遅配を生じたのであるがその原因としては左の如きものが考えられるがこれは食糧の絶対量の不足に起因したのではなく全く配給操作上一時的に生じた問題であつて目下は既に解消している実情である。

(一) 東京都の人口が政府の計画人口と若干喰い違つてゐるため政府の食糧配給公團に対する賣却數量が現実の配給人口に対し不足を來したこと。この点に付ては政府は國勢調査人口等を基礎として計画を樹立してゐるのであるが現実の配給人口はこの國勢調査人口を遙かに上廻つてゐるのでこれが喰違ひに付ては不正受配人口の存在も認められるので鋭意この人口喰違ひの実態を究明中である。

(二) 末端配給の操作上から一時的に現物配給の不円滑が生ずる場合がある、即ち現在東京都においては米、小麦粉、砂糖等相当多品目を配給してゐるのであるがこの各品目の配給順位の如何により地域的に配給の不円滑を生じたものであつて食糧配給公團の配給のかけひきというようなものではない。

食糧配給公團の配給する主要食糧の代金に關しては政府としてはあくまで現金と引換に主要食糧の受渡を行わしめる立前である。

勿論公團の末端配給所における労力の不足等の理由から已むをえず配達前に現金の支拂を受けるような場合もあると考えられるのであるが現物の引渡と代金の支拂との間が数日あるというような事実があるとすればそれは政府の意圖にも反するものであるから嚴重に監督するようにしたい。兎も角消費者各位にかかれても現下における食糧配給上の諸制約をよく理解され公團業務とそのよりよき運営に対する御支援を賜りたいものと考ええる。